

春日井市定額減税補足給付金支給業務委託プロポーザル実施要領

1 目的及び趣旨

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く。)に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給することが示された。

給付金に係る事務量は膨大となることが想定され、市職員のみで迅速に事務を遂行することは困難である。また、市では当該事業に多くの資源を投入することが困難な状況にある。

このような状況の中で、民間業者の能力やノウハウを活用し、給付金の支給を迅速かつ正確に進めることを目的とし業務を委託するものである。

また、給付金に係る業務は申請書等印刷、システム開発及び運用、コールセンター、申請書受付審査、支給準備等広範囲に渡ることから、各部門間の連携を円滑にするため、包括的に業務を委託するものである。

選定にあたっては、費用面だけではなく、システム機能や業務体制等を評価することが重要であるため、提案書によるプレゼンテーションを基本とした公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

春日井市定額減税補足給付金支給業務委託

(2) 委託期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

(3) 委託業務の内容

別紙「春日井市定額減税補足給付金支給業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(4) 業務に係る経費(委託額)

100,000千円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む。)

※ この金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。
また、予定価格については、本委託料上限額の範囲内で別途設定する。なお、上

記金額には、本業務の実施に必要となる全ての経費を含む。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 参加募集の公告 | 令和6年4月1日(月)～令和6年4月19日(金) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和6年4月8日(月)午後5時 |
| (3) 質問に対する回答期限 | 令和6年4月12日(金) |
| (4) 参加申出書等の提出期限 | 令和6年4月19日(金)午後5時 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和6年4月19日(金)午後5時 |
| (6) プレゼンテーション | 令和6年4月26日(金)午後 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和6年5月上旬 |

5 参加資格及び業務実施上の条件

本プロポーザルに参加する者は次の要件を全て満たすこと。

- (1) プレゼンテーション実施日までに、春日井市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) プロポーザル参加申出書の提出日現在において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約締結までの間、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止の期間である。
 - イ 春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年3月19日付春日井市長、愛知県春日井警察署長締結)に基づく排除措置を受けている。
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている。
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている。

※ ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 国税、地方税等の滞納がないこと。

- (5) 国や地方公共団体において、類似した事業を行った実績があること。
- (6) 自社以外の事業者の本業務の全部を委託したり、請け負わせたりしないこと。

6 参加申出書の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申出書（第1号様式）

イ 会社概要書（第2号様式）

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※ 3か月以内に発行されたものに限る。

エ 納税証明書等（直近1年度分）

国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する次の書類

(ア) 国 税 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 都道府県税 法人都道府県税、法人事業税等

(ウ) 市町村税 法人市町村民税、固定資産税等

(2) 提出部数

各1部

※ 提出書類は全てA4判縦 左綴じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 郵送の場合は、提出期限までに生活支援課（物価高騰対応重点支援給付金事務室）に到着したものに限り、必ず到着の有無を電話で確認すること。

(4) 提出期限

令和6年4月19日（金）午後5時（必着）

7 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（第3号様式）に必要事項を記入し、電子メールで照会すること。照会の際は、必ず電話にてメールの受信を確認すること。

(1) 提出先

春日井市健康福祉部生活支援課（物価高騰対応重点支援給付金事務室）

電話 0568-85-6785

E-mail kyufu@city.kasugai.lg.jp

(2) 提出期限

令和6年4月8日（月）午後5時（必着）

(3) 回答方法

質問の回答は、質問内容を含めて令和6年4月12日（金）までに質問提出者全員に電子メールで行うとともに、市ホームページで公開する。なお、回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

8 企画提案の概要

仕様書の目的等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。

(1) 業務全体に対する基本的な考え方

企画提案では、本事業に対する基本的な考えを示すとともに、本事業を通じて、期待される業務の効果等について提案すること。

(2) 本事業に対する具体的な提案

ア コールセンター：電話番号（設置場所）、繁忙調整を含んだ回線数、対応言語、具体的な問い合わせ対応方法及び回答の想定、市へ対応を引継ぐ際の考え方及びその方法

イ 事務処理：場所、対応人数、作業場所のセキュリティ対策

ウ システム：システム機能、セキュリティ対策、市が持つ住民基本台帳や税情報との連携方法（当初分・異動分）

エ 業務体制：円滑に業務を実施できる体制（有識者、経験者の配置等）

オ スケジュール

カ 実績：本業務と同種・類似業務の実績

(3) 見積書

本委託契約に係る費用の見積書について消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載した書面を提出すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書

A4判縦（A3判の折り込み可）に揃え、表紙をつけて左綴じとする。

(2) 提出部数

6部（見積書は1部とし、押印は不要とする。）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 提出期限

令和6年4月19日（金）午後5時（必着）

(5) 提出先

春日井市健康福祉部生活支援課（物価高騰対応重点支援給付金事務室）

住所 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-85-6785

E-mail kyufu@city.kasugai.lg.jp

(6) その他留意事項

- ア プロポーザル参加者は1社につき1つの提案しか行うことができない。
- イ ページ数は全体で50ページ以内とし、企画提案書表紙の次に目次を作成し、それ以降のページにページ番号を記載すること。
- エ 企画提案書への社名の記載は1部のみとし、残りの5部には社名及び社名が特定できる表記をしないこと。
- オ 提案内容はすべて企画提案書に記述すること。
- カ 提出期限以降の、企画提案書の修正や追加資料の提出は認めない。
- キ 提出された企画提案書は返却しない。
- ク 企画提案書の内容は本市に帰属するものとする。
- ケ 郵送の場合は、提出期限までに市に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認すること。
- コ 提出書類は原則非公開とするが、本業務の契約者については、提出書類の全部又は一部が情報公開の対象となることがある。
- サ 見積金額が本要領「2 業務の概要 (4) 業務に係る経費（委託額）」に記載の予算額を超えた場合は失格となるので注意すること。

10 審査

(1) 審査

企画提案書の提出があった者（以下「提案者」という。）を対象に、企画提案書内容による審査及び提案者によるプレゼンテーションを実施し、「春日井市定額減税補足給付金支給業務委託選定審査委員会」において審査の上、最優秀者及び次点者を決定する。ただし、審査の結果、最高点であった者の評価点の合計が満点の6割に達しなかった場合は、最優秀者及び次点者を決定しない。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

(3) プレゼンテーション

ア 実施日及び方法

令和6年4月26日（金）午後

※ 会場、順番、集合場所等については、別途通知する。

※ 参加申込数により実施日が変更になる場合がある。

イ 出席者は3名までとする。なお、今後実務を担当することになる者を同席させること。

ウ 企画提案書以外の追加資料の配付は認めない。

エ プレゼンテーションの時間は、説明15分、質疑応答10分の計25分を予定しているが、参加申込数により変更する場合がある。

オ パソコン等の準備は、前者終了後の調整時間である5分以内とする。

カ プレゼンテーションは各提案者が用意したパソコン（パワーポイント等のソフト入り）を用いて説明すること。

キ プロジェクタ及びケーブルは市で用意する。機種の様等については、事前に確認すること。

ク 企画提案書の提出が1者のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定を実施する。

ケ プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 結果通知

審査の結果は、5月上旬に提案者全員に対して文書で通知する。

(5) 契約

ア 最優秀提案者の決定後、最優秀提案者より改めて見積書を徴し、事務の詳細及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。

イ 見積書徴収は、5月下旬を予定している。

ウ 最優秀提案者が契約を辞退した場合や協議が合意に達せず契約が不調となった場合は次点者を契約の相手方とする。

エ 契約手続は、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）及び春日井市入札者心得書の定めによる。

11 その他

(1) 企画提案書の作成及びプレゼンテーションへの参加に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 本提案を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（第4号様式）を提出するこ

と。